

用地調査等業務費積算基準 新旧対照表

※下線部分が今回改正箇所

(新)	(旧)								
用地調査等業務費積算基準 第 1 及び第 2 (略) 第 3 業務費の内容及び積算 1 直接原価 直接原価は、直接人件費及び直接経費に区分して積算するものとし、積算の方法等は次によるものとする。 (1) 直接人件費 (略) (2) 直接経費 イ (略) ロ 旅費交通費 (略) ロー 1 (略) ロー 2 旅費交通費の率を用いた積算（宿泊、滞在を伴う業務の場合） 1) 旅費<u>交通費</u>の率を用いた積算 用地調査等業務については、直接人件費に対し、下記表の率を乗じた額を旅費交通費として積算すること。 往復旅行時間にかかる直接人件費は積算上含まれていないため、別途計上する。 同一業務の中で、測量業務の積算を行う場合は、それぞれの区分の率を用いて算出すること。 <table border="1"> <tr> <th>区分</th><th>旅費交通費</th></tr> <tr> <td>用地調査等業務</td><td>直接人件費の 2. 2 9 %</td></tr> </table> 注 1 旅費交通費の率は、打合せ、外業に要する費用とし、公共交通機関料金、連絡車（ライトバン）運転に係る損料、ガソリン代、高速道路等の料金等は含まれているため、別途計上しない。	区分	旅費交通費	用地調査等業務	直接人件費の 2. 2 9 %	用地調査等業務費積算基準 第 1 及び第 2 (略) 第 3 業務費の内容及び積算 1 直接原価 直接原価は、直接人件費及び直接経費に区分して積算するものとし、積算の方法等は次によるものとする。 (1) 直接人件費 (略) (2) 直接経費 イ (略) ロ 旅費交通費 (略) ロー 1 (略) ロー 2 旅費交通費の率を用いた積算（宿泊、滞在を伴う業務の場合） 1) 旅費<u> </u>の率を用いた積算 用地調査等業務については、直接人件費に対し、下記表の率を乗じた額を旅費交通費として積算すること。 往復旅行時間にかかる直接人件費は積算上含まれていないため、別途計上する。 同一業務の中で、測量業務の積算を行う場合は、それぞれの区分の率を用いて算出すること。 <table border="1"> <tr> <th>区分</th><th>旅費交通費</th></tr> <tr> <td>用地調査等業務</td><td>直接人件費の 2. 2 9 %</td></tr> </table> 注 1 旅費交通費の率は、打合せ、外業に要する費用とし、公共交通機関料金、連絡車（ライトバン）運転に係る損料、ガソリン代、高速道路等の料金等は含まれているため、別途計上しない。	区分	旅費交通費	用地調査等業務	直接人件費の 2. 2 9 %
区分	旅費交通費								
用地調査等業務	直接人件費の 2. 2 9 %								
区分	旅費交通費								
用地調査等業務	直接人件費の 2. 2 9 %								

(新)

2) 率を用いた場合の 宿泊費・宿泊手当 の積算

2) - 1 宿泊費

宿泊費は旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は地域の実情を勘案して国家公務員等の旅費支給規程（昭和25 年5 月1 日大蔵省令第45 号）（以下、旅費支給規定とする）で定める額（宿泊費基準額）と現に支払った額を比較し、いずれか少ない額とする。

なお、宿泊費基準額は旅費支給規程別表第二の職務の級が十級以下の者に記載の一夜当たりの金額とする。（旅費支給規程別表第二の額は消費税込みで記載されているため、税抜き価格を積み上げるよう注意すること。）

2) - 2 宿泊手当

宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、通常要する費用の額を勘案して旅費支給規程第十四条（宿泊手当の定額等）で定める一夜当たりの定額とする。（旅費支給規程別表第三の額は消費税込みで記載されているため、税抜き価格を積み上げるよう注意すること。）

--	--

[illegible]